

「Message-2-One」ソフトウェア使用に関する契約書

本契約書は、新居雅行が著作権を持つ一連のソフトウェア「Message-2-One」のライセンスに関する条項を規定したものである。

定義

1. 「Message-2-One」は、電子メールマガジンなどの電子メールを利用したコミュニケーションツールの一式であり、その内容は随時変更されている。「Message-2-One」として配付されたものすべてがこの条項を適用される。
2. 「Message-2-One」の著作権および配布権は新居雅行が所有するものとする。

責任の範囲

1. 「Message-2-One」の著作権者は、一連の配布物あるいはその派生物を使った上での被害や損害等に対する賠償義務はないものとする。
2. 「Message-2-One」に関する情報に基づいて得られた機能について、その機能が完全に動作することを保証するものではない。

ライセンスを受ける者

1. 本ライセンス条項に同意することで、「Message-2-One」に対するライセンスを与えられる。
2. ライセンスを与えられた者は、「Message-2-One」を評価し、「Message-2-One」をもとにしたシステム構築等に利用することができる。
3. ただし、「Message-2-One」をもとに構築したものは不特定多数に対する配付はできない。
4. 「Message-2-One」の利用に関しては、定められたライセンス料の支払い義務が発生する。
5. 一連の配布物を、ライセンスを受けていない者に対して公開することはできない。ただし、派生物の納品先においては、本ライセンス契約と同等の趣旨のもとに公開することは構わない。

ライセンスを受けることで可能になること

1. 「Message-2-One」の現在のバージョンを入手、評価
2. 「Message-2-One」に関するサポート（サポートは別項で定義）
3. 「Message-2-One」を解析、改造
4. 「Message-2-One」と別のソフトウェアを組み合わせる
5. 「Message-2-One」の派生物（そのまま、あるいは改造したり他のソフトウェアと組み合わせで一定の機能を持ったもの）を自身の業務を遂行するために利用
6. 「Message-2-One」の派生物を他者に対して提供。ただし、提供先において、社内システムでの利用など、限定されたユーザによって排他的に利用される形態のみとする。つまり、「Message-2-One」の派生物は、それが供給された先での利用に限定される。ライセンスを受けた者と派生物の供給先での契約よりも、本契約が優先され、本契約との矛盾点はライセンスを受けた者が責任を負うものとする。

ライセンス料の発生と価格

1. 本契約を行うことに対する対価は、ライセンスを受ける者に対して新居雅行は要求しない。
2. 「Message-2-One」の派生物が実用に寄与された時点で、ライセンス料の支払いの義務が発生する。「実用」とは、自身の業務利用および他者から依頼を受けて開発したシステム等の構築を指す。構築の意志が発生するか、あるいは構築に着手した時点で支払い義務は発生する。
3. 自身での利用においては、1ライセンスで複数のシステムを構築してもかまわない。
4. 他者より依頼を受けた成果物については、1発注単位に対して、1ライセンスの支払い義務が発生するものとする。たとえば、3社に対してシステム構築などを行った場合は、3ライセンスを必要とする。
5. ライセンス料は、1ライセンスあたり、52,500円（消費税込み、うち2,500円が消費税）とする。

6. ライセンスを受けた者が自己申告をすることにより、新居雅行より請求書が発行される。振込手数料は、ライセンスを受けた者が負担する。申告方法は別途定める。
7. ライセンス料が支払われた後、案件が破棄されるなどの事態があっても、ライセンス料の返還は行われない。ただし、一切の構築・プロトタイピング・デモンストレーション等が行われない状況、すなわち開発に着手したと言えない状況で案件が破棄された場合については、ライセンス料を別件の案件に適用することは可能とする。

定義外のライセンス適用について

1. 本契約の定義を超えた利用については、ライセンスを受けた者は提案を行う権利がある。新居雅行は提案を受ければ前向きに検討する必要がある。たとえば、派生物の不特定多数の配布、派生物を利用した ASP サービス等を行う意志がある場合は、双方での合議を行いライセンス関連の条件を個別に決定するものとする。
2. 「Message-2-One」を利用した ASP 的な特定多数へのサービスについては、別途相談の上、利用規定やライセンス料を定めるものとする。
3. 自社製品への「Message-2-One」の組み込みや、「Message-2-One」およびその派生物を、ライセンスを受けた者の製品あるいはブランドとして配付する場合のライセンス料は別に定めるものとする。

サポートについて

1. ライセンスを受けた者はサポートを受ける権利を有する。
2. サポートはメールでのやりとりを基本とする。また、メールでのやりとりは、ライセンスを受けた者からのその都度の要求がない限り、個人情報等を特定できない形で FAQ 等の情報として公開される。
3. 配付される「Message-2-One」そのものについてのサポートを基本とする。
4. 派生物に対するサポートは、別途業務契約を必要とする。つまり、「Message-2-One」の派生物そのものに対する改造等は、通常のサポート範囲を越えるものとする。しかしながら、派生物に対する問題解決であっても、「Message-2-One」そのものとの関連性が高い場合にはサポートは受けられる。
5. 「Message-2-One」の派生物を納品した先から、新居雅行に対してのサポートの要求は、別途業務契約を必要とする。つまり、「Message-2-One」は、開発者に対してのみ、直接のサポートが行われる。
6. 契約したメールアドレスに対して、不定期で、サポートに関わるメールマガジンが発行される。

機能要求について

1. 「Message-2-One」は現状が提供できるすべてではなく、リクエストに応じて大幅に異なる機能が追加される場合もある。
2. ライセンスを受けた者は、自身の必要に応じたリクエストを発することができる。
3. リクエストの内容に応じ、汎用性が高い、有用性が高いといった判断を新居雅行が行うことにより、随時開発に着手される。ただし、あらゆるリクエストに応えるという保証はない。

契約の終了とライセンスの失効

1. 契約の期限は、契約日より1年とする。双方からの申し出と合意がない限り、契約は自動継続する。
2. 新居雅行およびライセンスを受けた者が、契約時点でのビジネス形態を大きく変更した場合、契約が終了する場合がある。その場合は、事前の通知と合意を必要とする。
3. ビジネスの形態を大きく変えた場合においても、「Message-2-One」を従来と同様に主体的に関われる場合においては契約は継続されるものとする。その場合、契約者の変更を行う。
4. ライセンスを受けた者が契約内容に逸脱する行為を行った場合、ライセンスについては自動的に失効するとともに、その行為により新居雅行および他のライセンスを受けた者へ損害が発生した場合は、賠償等の対象となる。
5. ライセンス内容に修正を行う場合、事前に通告の上、双方の合意が必要になるものとする。
6. ライセンスに変更が生じた場合に、その変更結果が合意できない場合、契約は終了する。その場合、変更前に開発された派生物については、変更前の契約が適用されるものとする。開発された派生物に

ついでの利用する権利は継続するものとする。しかしながら、以後、利用するライセンスは消失し、「Message-2-One」を用いての開発はできないことを意味する。

その他

1. 契約書に記載された内容に変更が生じた場合（たとえば、メールアドレスの変更や会社での担当者の変更）は、速やかに連絡を行う。

以上を理解し、ライセンスを受けることを合意したものとする。新居雅行およびライセンスを受ける者の両者の署名捺印を行った同一の内容の契約書を双方が保存するものとする。

ライセンス発効日 _____

ライセンスを受ける者

会社名 _____

所属/役職 _____

氏名 _____

メールアドレス _____

郵便番号 _____

住所 _____

電話番号 _____

ライセンス発給者

氏名 _____

メールアドレス _____

郵便番号 _____

住所 _____

電話番号 _____

ライセンス契約書：2003年10月10日版